

児童の発熱・かぜ症状と感染症予防対応のための出欠席取扱いについて

学校が再開され、約1カ月が経ちました。田富北小学校では新型コロナウイルス感染予防のため、中央市教育委員会の感染症対策学校運営マニュアルに基づき具体的な対応を進めています。今後は持続的に児童の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染リスクを可能な限り低減したうえで、学校運営を継続していく必要があります。本校では、中央市運営マニュアル及び文部科学省から出されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～2020.6.16」に沿って具体的な対応を進めて参ります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～学校の新しい生活様式～2020.6.16」より 一部抜粋

1 基本的な感染症対策の実施

○感染源を絶つこと ○感染経路を絶つこと ○抵抗力を高めること

※感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つために、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底（山梨県は現在、レベル2です。）

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童も教職員も、自宅で休養することを徹底します。

（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童の指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

②登校時の健康状態の把握

登校時、児童の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」（本校はピンク色の健康チェック表）を活用しています。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童については、登校時に検温及び健康観察等を行います。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。なお、特に低年齢の児童について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまる必要があるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童が他の児童と接することのないようにします。

2 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童の感染が判明した場合又は児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります。感染がまん延している地域（レベル2や3の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です。

※詳しくは本校ホームページに掲載しています「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～2020.6.16」をご覧ください。